

農業振興地域整備計画の変更申出（事前相談）について

農振計画における除外・編入・用途変更をご希望の方は、市と事前相談をして下さい。
事前相談による調整等が完了し、添付書類が揃った申出書について、受付期間中に受付を行います。（事前相談は受付期間の前月末までに完了して下さい。）

受付後、追加書類の提出や内容の説明をお願いする場合があります。

除外に係る申出は、農振除外要件をすべて満たしたものでなければ受付できません。

【農振除外要件（農振法第13条第2項による）】

- ア 農用地区域内の土地を農用地区域内から除外する場合は、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
- イ 変更後の農用地区域の集団性が保たれていること。
- ウ 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- エ 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- オ 国の直轄又は補助による土地改良事業、農用地開発事業、農業構造改善事業等によって、土地基盤整備事業を実施後、8年以上経過していること。

なお、上の要件を満たしても、農地法、都市計画法、建築基準法等、他法令の許認可が見込まれない場合は農振除外の申出を受付できませんので、あらかじめご了承ください。

これらすべてに該当していることをもって、申出内容の許可を約束するものではありません。